

# 経営者のための生命保険講座 第10回

## 生命保険見直し術 → 保険金にかかる税金は？



今回は、個人が保険金を受け取ったときにかかる税金について考えてみましょう。

契約形態によってかかる税金が異なることをご存じですか？

### ◆契約形態

保険金	契約者	被保険者	受取人	税金の種類	タイプ
死亡 保険金	夫	夫	妻	相続税	①
	夫	夫	相続人以外	相続税	②
	夫	妻	夫	所得税	③
	夫	妻	子	贈与税	④
満期 保険金	夫	—	夫	所得税	⑤
	夫	—	妻	贈与税	⑥



**注意**

ここでちょっとあなたの保険証券をのぞいてみてください。

もし、死亡保険金については①のタイプ以外になっていたらご注意を!!

満期保険金については⑥になっていたらご注意ください。

良い契約形態… ①、⑤



好ましくない契約形態… ②、③、④、⑥

### ◆タイプ別説明

タイプ①… 相続税の課税対象。＜500万円×法定相続人数＞非課税の特典あり。  
たとえば法定相続人が妻、子2人の場合 1,500万円が非課税。

タイプ②… 相続税の課税対象。非課税の特典はない。

タイプ③⑤… 所得税の課税対象。一時所得 = (保険金 - 払込保険料) - 特別控除 (50万円)  
課税対象はその1/2です。

タイプ④⑥… 贈与税の課税対象。保険金 - 基礎控除 (60万円) が課税対象。

★死亡保険金については、相対的に税率が低い相続税対象で、非課税特典のある①が、満期保険金については所得税対象の⑤が最も望ましい契約形態といえます。

以上いかがだったでしょうか。あなたの保険の契約形態は大丈夫ですか。

もし、好ましくない形態であれば、早期に形態変更の手続きをされることをおすすめします。形態変更はいつでもできます。保険を解約する必要もありません。

せっかく保険に加入していても税金のことを考慮しておかないと、受取時に「こんなはずでは…」ということになりかねません。



→ ご質問、ご相談は当事務所まで。  
担当 渋谷 洋子